



宮 崎 県 公 報

平成29年6月1日(木曜日) 第 2899 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1		○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 4
告 示		○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 4
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 3		○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 5
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 3		○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 5
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 3		○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 5
		○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (“) 6
		○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 6
		○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 6

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第32号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(法人の事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知)</p> <p>第53条の3 所長は、政令第24条の3第3項又は第24条の4第3項若しくは第5項の規定によって通知する場合には、法人事業税の申告書提出期限延長承認 (却下) の決定通知書 (別記様式第 153号の2) 又は法人事業税の申告書提出期限延長取消 (変更) 決定通知書 (別記様式第 153号の3) によってしなければならない。</p> <p>2 所長は、政令第24条の3第6項又は第24条の4第6項の規定によって通知する場合には、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書によってしなければならない。</p> <p>様式第37号 (第23条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">証明の種類</th> <th style="width: 15%;">税 目</th> <th style="width: 70%;">実績年月等</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 税額、 納付 (納 入) 額、 未納額</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>個人事業税</td> <td>年度 ~ 年度</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	証明の種類	税 目	実績年月等	[略]			2 税額、 納付 (納 入) 額、 未納額	[略]		<input type="checkbox"/> 個人事業税	年度 ~ 年度	[略]	[略]		<p>(法人の事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知)</p> <p>第53条の3 所長は、政令第24条の3第3項 (政令第24条の4第7項において読み替えて準用する場合、政令第24条の4の2において準用する場合、政令第24条の4の3第2項において読み替えて準用する場合及び政令第24条の5において準用する場合を含む。) 又は第24条の4第5項 (政令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。) の規定により通知する場合には、法人事業税の申告書提出期限延長承認 (却下) の決定通知書 (別記様式第 153号の2) 又は法人事業税の申告書提出期限延長取消 (変更) 決定通知書 (別記様式第 153号の3) によってしなければならない。</p> <p>2 所長は、政令第24条の3第6項 (政令第24条の4第8項、第24条の4の2、第24条の4の3第3項及び第24条の5において準用する場合を含む。) の規定により通知する場合には、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書によってなければならない。</p> <p>様式第37号 (第23条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">証明の種類</th> <th style="width: 15%;">税 目</th> <th style="width: 70%;">実績年月等</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 税額、 納付 (納 入) 額、 未納額</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>個人事業税</td> <td>年 ~ 年</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	証明の種類	税 目	実績年月等	[略]			2 税額、 納付 (納 入) 額、 未納額	[略]		<input type="checkbox"/> 個人事業税	年 ~ 年	[略]	[略]	
証明の種類	税 目	実績年月等																											
[略]																													
2 税額、 納付 (納 入) 額、 未納額	[略]																												
	<input type="checkbox"/> 個人事業税	年度 ~ 年度																											
[略]	[略]																												
証明の種類	税 目	実績年月等																											
[略]																													
2 税額、 納付 (納 入) 額、 未納額	[略]																												
	<input type="checkbox"/> 個人事業税	年 ~ 年																											
[略]	[略]																												

[略]
様式第 144号の 2 (第49条の 2、第53条の 3 関係)

[略]		
[略]		
[略]		
事業 等 の 税 内 容	承 認	上記事業年度分から 月間延長 " 第72条の28第2項
	等	上記事業年度分につ いて 年 月 日まで延 長 " 第72条の25第14項 " 第72条の28第2項
	内 容	上記 事業 月間に変更 年度 延長承認の取 分 消し、廃止 " 第24条の4第2項 " 第24条の4第4項 [略]
県 民 税	届 出 の 内 容	[略] 上記 事業 月間に変更 年度 延長承認の取 分 消し、廃止 法人税法第75条の2第3項 " 第75条の2第5項 [略]
	[略]	

様式第 153号の 2 (第53条の 3 関係)

[略]		
[略]		
<p>年 月 日付けで提出された法人事業税の申告書提出期限延長の申請については、申請の理由を相当と認めます(認めません)ので、地方税法施行令第24条の3第3項(第24条の4第5項)の規定に基づき下記のとおり承認(却下)したので通知します。</p>		
承認した申告期限	地方税法施行令第24条の3第3項	年 月 日から 年 月 日までの事業年度について 年 月 日まで延長
承認した期間	地方税法施行令第24条の4第5項	年 月 日から 年 月 日までの事業年度分 月間延長
[略]		
[略]		

様式第 153号の 3 (第53条の 3 関係)

[略]		
[略]		
年 月 日付け第 号で承認した	年	
月 日から	年	

[略]
様式第 144号の 2 (第49条の 2、第53条の 3 関係)

[略]		
[略]		
[略]		
事業 等 の 税 内 容	承 認	上記事業年度分から 月間延長 " 第72条の28第2項 " 第72条の29第2項
	等	上記事業年度分につ いて 年 月 日まで延 長 " 第72条の28第2項 " 第72条の29第2項
	内 容	上記 事業 月間に変更 年度 延長承認の取 分 消し、廃止 " 第24条の4第4項 " 第24条の4第6項 [略]
県 民 税	届 出 の 内 容	[略] 上記 事業 月間に変更 年度 延長承認の取 分 消し、廃止 法人税法第75条の2第5項 " 第75条の2第7項 [略]
	[略]	

様式第 153号の 2 (第53条の 3 関係)

[略]		
[略]		
<p>年 月 日付けで提出された法人事業税の申告書提出期限延長の申請については、申請の理由を相当と認めます(認めません)ので、地方税法施行令第24条の3第3項(第24条の4第7項 第24条の4の2 第24条の4の3第2項 第24条の5)の規定に基づき下記のとおり承認(却下)したので通知します。</p>		
承認等の内容	年 月 日から 年 月 日までの事業年度分 月間延長	地方税法第72条の25第3項 " 第72条の25第5項 " 第72条の28第2項 " 第72条の29第2項
	年 月 日から 年 月 日までの事業年度分について 年 月 日まで延長	地方税法第72条の25第2項 " 第72条の25第4項 " 第72条の25第6項 " 第72条の25第7項 " 第72条の28第2項 " 第72条の29第2項
[略]		
[略]		

様式第 153号の 3 (第53条の 3 関係)

[略]		
[略]		
年 月 日付け第 号で承認した	年	
月 日から	年	

<p>の事業年度分からの法人事業税の申告書提出月 日まで</p> <p>出期限の延長については、地方税法第72条の25第3項に規定する理由(事情)がないこととなった(事情に変更が生じた)と認められるので、地方税法施行令第24条の4第2項の規定に基づき下記のとおり取消(変更)したので通知します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>の事業年度分からの法人事業税の申告書提出月 日まで</p> <p>出期限の延長については、地方税法第72条の25第3項に規定する理由(事情)がないこととなった(事情に変更が生じた)と認められるので、地方税法施行令第24条の4第5項(第24条の4の3第1項)の規定に基づき下記のとおり取消(変更)したので通知します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 340号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成29年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人東陽会整形外科前原病院	小林市細野2033番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成29年5月30日から平成32年5月29日まで

宮崎県告示第 341号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成29年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4560690036	訪問看護ステーション ジャックとまめの木	宮崎県日向市財光寺字中ノ原1182番地2	特定非営利活動法人あったかほーむ愛あい	宮崎県日向市財光寺2939番地8	平成29年4月1日	訪問看護
4560990014	訪問看護ステーション ゆたか	宮崎県えびの市原田1781番地	合同会社Eプラスケア	熊本県球磨郡錦町一武2609番地2	平成29年4月1日	訪問看護
4570204034	デイサービスこんにちわセンター	宮崎県都城市松元町15街区10号	医療法人魁成会	宮崎県都城市松元町15街区10号	平成29年4月1日	通所介護
4570204042	デイサービス遊癒	宮崎県都城市金田町1959番1	株式会社ソートフル	宮崎県都城市高崎町大牟田1215番地22	平成29年4月1日	通所介護
4571701087	有限会社ハートライフノア 三股営業所	宮崎県北諸県郡三股町長田2880番地	有限会社ハートライフノア	宮崎県都城市八幡町8街区10号	平成29年4月1日	特定福祉用具販売
4571701087	有限会社ハートライフノア 三股営業所	宮崎県北諸県郡三股町長田2880番地	有限会社ハートライフノア	宮崎県都城市八幡町8街区10号	平成29年4月1日	福祉用具貸与
4570204059	訪問介護フルール	宮崎県都城市都北町920-39	株式会社ハビネスライフ	宮崎県都城市早鈴町5019番地1	平成29年4月7日	訪問介護
4570500977	デイサービスセンターのかいどう	宮崎県小林市南西方7750番地	株式会社野海棠	宮崎県小林市南西方7750番地	平成29年4月18日	通所介護

宮崎県告示第 342号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。
平成 29 年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570900458	居宅介護支援事業所 りぼん	宮崎県えびの市岡松1053番地	株式会社K・A結い	宮崎県えびの市岡松1053番地	平成29年4月1日	居宅介護支援
4570302614	延岡西介護よろず相談所	宮崎県延岡市野地町三丁目3456番地	合同会社延西	宮崎県延岡市野地町三丁目3456番地	平成29年4月18日	居宅介護支援

宮崎県告示第 343号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。
平成 29 年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4560690036	訪問看護ステーション ジャックとまめの木	宮崎県日向市財光寺字中ノ原1182番2	特定非営利活動法人あつたかほーむ愛あい	宮崎県日向市財光寺2939番地8	平成29年4月1日	介護予防訪問看護
4560990014	訪問看護ステーションゆたか	宮崎県えびの市原田1781番地	合同会社Eプラスケア	熊本県球磨郡錦町一武2609番地2	平成29年4月1日	介護予防訪問看護
4570900466	デイサービスセンターげんき ゆのはな館	宮崎県えびの市亀沢 392番地 5	社会福祉法人さつき会	宮崎県えびの市亀沢 392番地 5	平成29年4月1日	介護予防通所介護
4571701087	有限会社ハートライフノア 三股営業所	宮崎県北諸県郡三股町長田2880番地	有限会社ハートライフノア	宮崎県都城市八幡町 8 街区10号	平成29年4月1日	特定介護予防福祉用具販売
4571701087	有限会社ハートライフノア 三股営業所	宮崎県北諸県郡三股町長田2880番地	有限会社ハートライフノア	宮崎県都城市八幡町 8 街区10号	平成29年4月1日	介護予防福祉用具貸与
4570204059	訪問介護フルール	宮崎県都城市都北町 920-39	株式会社ハピネスライフ	宮崎県都城市早鈴町5019番地1	平成29年4月7日	介護予防訪問介護
4570500977	デイサービスセンターのかいどう	宮崎県小林市南西方7750番地	株式会社野海棠	宮崎県小林市南西方7750番地	平成29年4月18日	介護予防通所介護
4570401309	デイサービス ほほえみの里 2号館	宮崎県日南市東弁分乙2154番地	合同会社ほほえみの里	宮崎県日南市酒谷乙7343番地1	平成29年4月21日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 344号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。
平成 29 年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4542040557	薬剤師会会営薬局	宮崎県児湯郡川南町大字平田1413番地28	一般社団法人高鍋地区薬剤師会	宮崎県児湯郡川南町大字平田1413番地28	平成29年4月21日	居宅療養管理指導

宮崎県告示第 345号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570201311	財団法人ソーシャルサービス協会都城事業所ケアサポートカルナ	宮崎県都城市郡元2丁目7番地2	財団法人ソーシャルサービス協会	東京都新宿区百人町4丁目7番2号	平成29年4月20日	居宅介護支援

宮崎県告示第 346号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570400459	訪問介護ステーション オアシス	宮崎県日南市戸高4丁目6-3石井ビル1F	有限会社オアシス	宮崎県日南市戸高4丁目1番地3	平成29年4月3日	介護予防訪問介護
4572101071	いきいきデイサービス絆	宮崎県東臼杵郡門川町加草4丁目86番地	特定非営利活動法人いきいき会	宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎四丁目48番地	平成29年4月10日	介護予防通所介護
4542040557	薬剤師会会営薬局	宮崎県児湯郡川南町大字平田1413番地28	一般社団法人高鍋地区薬剤師会	宮崎県児湯郡川南町大字平田1413番地28	平成29年4月21日	介護予防居宅療養管理指導

宮崎県告示第 347号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成29年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所 番号	指定障害児通所 支援事業所		指定障害児通所 支援事業者		指定 年月日	事業等 の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4550300323	放課後デイ ふぁ みりー	延岡市平原町 2 丁 目1196番地 5	有限会社ウエルネ スケア	延岡市出北 5 丁目 4 番17号	平成29年 5 月20日	放課後等デイサ ービス

宮崎県告示第 348号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
医療法人如月会 訪問看護ステーションあ ゆみ	宮崎市	訪問看護	平成29年 6 月 1 日

宮崎県告示第 349号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成29年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
29年-11	映画	愛憎の嵐 引き裂かれた白下着	加藤組 <オーピー映画>	平成29年 5 月19日
29年-12	映画	疑心乱交 闇夜にうごめく雌尻	竹洞組 <オーピー映画>	
29年-13	映画	ももいろ絵本 イッてみよう、ヤッてみよう！	山内組 <オーピー映画>	
29年-14	映画	若妻乱熟 スワップでいきまくり	片岡組 <新東宝映画>	
29年-15	映画	揉んで揉乳〜む（もんでもにゅ〜む） 萌えっ娘魔界へ行く	渡邊（元）組 <オーピー映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 350号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第 3 項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

平成29年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1337	野田 吉一 小林市堤2012番地 1	採取 ・精 選	幼苗の育 成・幼苗 以外の苗 木の育成	野田 吉一 小林市堤2012番地 1